

# 労務 ROAD

## ■テレワークの導入事例（社会保険労務士法人アイデア）

11月はテレワークの普及を推進する「テレワーク月間」です。弊所でも社労士法人として働き方改革を推進していくため、テレワークの導入を始めたい。手始めとして、テレワーク専門のパート従業員の採用を今年の2月から開始しました。立案から約1年、これまでと今後についてご紹介します。

### □導入まで

2018年	10月	セミナーに参加・情報収集
	11月	総務省のテレワークマネージャー派遣を利用
	12月	契約書・研修資料等の作成、求人掲載開始
2019年	1月	2名のテレワークパートを採用
	2月	研修を実施
	3月	業務開始
	5月	来所にてフィードバック・課題の洗い出し
	10月	さらに2名のテレワークパートを採用、研修を実施

### ★導入時に注意した点

・セキュリティについて 自宅で作業をすることになるため、セキュリティには細心の注意を払いました。業務には支給した専用のパソコンしか使用しないこと等、ルールを定めて研修で周知し、徹底しています。パソコンに厳重なセキュリティソフトを入れているため、動作が通常のパソコンより遅く、作業に時間がかかってしまう点が課題です。
・契約書関係について 勤務時間、退職時の手続き、秘密保持…テレワーク専門のため、実際に出勤する他の従業員とは定めておくべきことが異なるため、セミナーでいただいた資料やテレワークマネージャーの意見も参考に作成しました。
・連絡の方法 スムーズに連絡を取るため、使用するツールの検討やマニュアルの整備を行いました。3ヶ月に1回来所フィードバックを実施して課題点等を洗い出し、日々ブラッシュアップしています。

### □現状

- ・連絡方法：チャット、セキュリティの高いクラウドを利用
- ・業務内容：給与計算の入力作業、就業規則の文字校正、文章の英訳 等

### ★弊所テレワークパートにインタビュー

- Q テレワークの求人に応募したきっかけは？  
A 子供が小学校に入学し、社会復帰をしたいと思ったのですが、毎日の放課後や長期休暇など、子供と接する時間を減らしたくなかったため、家族との生活リズムを崩すことなくできる仕事として、テレワークという形態を探していました。
- Q テレワークでよかった！と思うときは？  
A 通勤の煩わしさから解放されます！台風などの悪天候でも、モチベーションに全く影響が出ません！そして何より、仕事をする時間の確保は自分の裁量に任されているので、子供の学校行事や急な体調不良などの対応に気兼ねが要らない事です。
- Q テレワークならではの悩みは？  
A 仕事上のパートナーから無機質で事務的な文章が送られて来ると、機嫌が悪いのかと邪推してしまいます。これは離れて仕事をするテレワークならではの悩みです。ですから、こちらからメッセージを送る時には、少しでも感じ良く受け取ってもらえるように、必要以上に語尾など気を遣います。

### □今後について

- ・テレワーク可能な業務内容を拡大し、生産性向上を目指す
- ・連絡のとり方、作業マニュアルなど作業しやすい環境をより整備していく
- ・テレワークパートを年間数人ずつ増員予定

手探りの状態からスタートし、まだまだ課題は残っていますが、テレワークパートとの協力による生産性向上のため、日々研究中です。

VOL.669  
(1911-2)



(旧 河本社労士事務所)

〒541-0056  
大阪市中央区久太郎町  
1-9-26 船場 IS ビル 5F  
TEL:06-6264-6264  
FAX:06-6264-6265  
HP: <https://k-s-j.net/>  
編集担当：矢尾・君野・川端

社長が入れる  
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、  
06-6264-6543 まで！



昨今、働き方改革により、有給休暇義務化、同一労働同一賃金、パワハラ防止法など、様々な法改正に対応しなければならぬ状況となっております。私たち労働保険・社会保険チームは、これらの法改正に顧問先様がしっかりと対応できるよう適切なアドバイスを行うことを目的としています。

(助成金チーム 井貫)

11月 労務スケジュール

- ・過労死等防止啓発月間
- ・テレワーク月間
- ・人材開発促進月間
- ・障害者人材開発促進週間
- ・ねんきん月間
- ・年末調整の準備